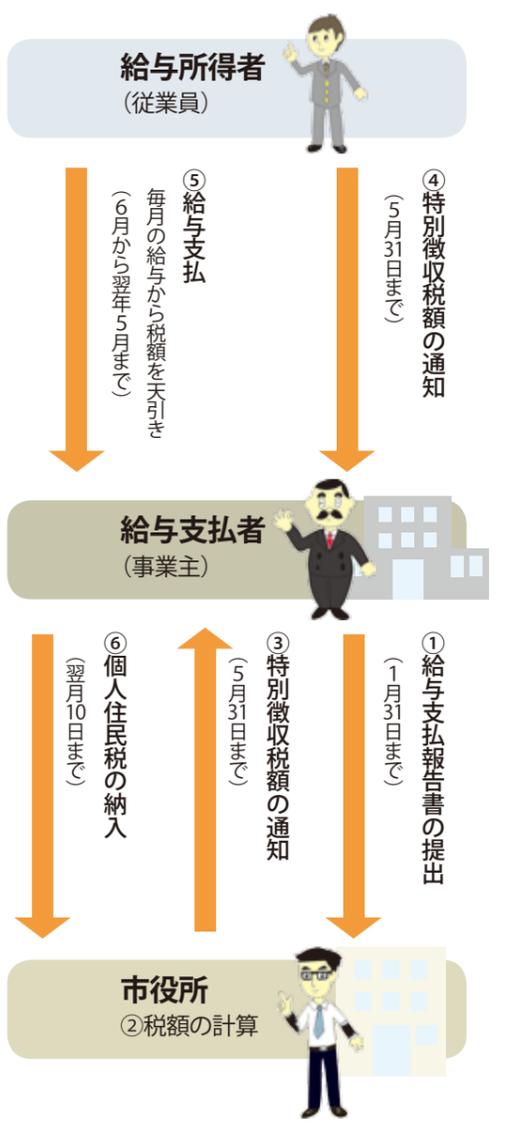


## 特別徴収による納税のながれ



**1 事業主の皆さんへ**  
給与所得者の個人住民税特別徴収の県内一斉実施について

平成26年度から給与所得者の個人住民税の特別徴収を県内の市町村で一斉に実施していただきます。

●個人住民税の特別徴収とは／事業主（給与支払者）が従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から個人住民税（市民税・県民税）を特別徴収（天引き）し、納税義務者の従業員に代わって一括して市町村に納入します。

●特別徴収の対象となる事業主は、地方税法の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、従業員の個人住民税も特別徴収していただく義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与等を支払う事業主は除きます。

●特別徴収のメリットは、従業員は、個人住民税を納めるために金融機関や市役所に行く必要がなくなり、延滞防止の制度です。

●特別徴収の対象となる事業主は、地方税法の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、従業員の個人住民税も特別徴収していただく義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与等を支払う事業主は除きます。

◆納付書で納める普通徴収は年4回の納付ですが、特別徴収では年12回の給与からの天引きなので、1回あたりの負担が軽減されます。

●問合せ／税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

◆納付書で納める普通徴収は年4回の納付ですが、特別徴収では年12回の給与からの天引きなので、1回あたりの負担が軽減されます。

●問合せ／税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

◆納付書で納める普通徴収は年4回の納付ですが、特別徴収では年12回の給与からの天引きなので、1回あたりの負担が軽減されます。

●問合せ／税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

【平成26年1月6日納期限の税目】  
口座振替日も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。

- ◎市県民税（普通徴収）・第4期
- ◎国民健康保険税（普通徴収）・第6期
- ◎後期高齢者医療保険料（普通徴収）・第6期

**2 夜間納税窓口開設のお知らせ**

平成年1月6日

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

●日時／平成26年1月6日（月）17時15分～19時

※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

●場所／税務課、角館・西木地域センター

●問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎(43) 11117

# 雪に関する相談窓口

除雪等、雪に関するご相談がありましたら、下記の担当にご連絡ください。

なお、相談の内容により、担当部署に電話を転送することがあります。また、土・日曜日、祝日等の休日は、日直が電話をお取り次ぎしますが、すぐに対応できない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

## 道路除雪・流雪溝に関すること

- 【平日】8:30から17:15まで
  - 建設課（角館流雪溝を除く） ☎43-2294
  - 角館流雪溝（角館地域センター） ☎43-3309
- 【休日】8:30から17:15まで  
各庁舎日直取次
  - 田沢湖 ☎43-1111
  - 角館 ☎43-3309
  - 西木 ☎43-2200
- 【夜間】17:15から8:30まで
  - 田沢湖 ☎43-1111（当直取次）
  - 角館 ☎43-3309（当直取次）
  - 西木 ☎080-1679-8248（西木地域センター）



## 高齢者世帯等除排雪支援に関すること

- 【平日】8:30から17:15まで
  - 長寿支援課 ☎43-2281

## 雪害、その他災害等に関する緊急時

- 【平日】8:30から17:15まで
  - 環境防災課 交通防災係 ☎43-3308
- 【夜間・休日】※災害緊急時に限ります。
  - 環境防災課 災害緊急電話 ☎080-1677-7020
  - ☎080-1677-7021
  - ☎090-2796-3972

●総務課 ☎ 43-1111  
●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>  
●角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309

●田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147  
●田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351  
●神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352

●西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200  
●桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001  
●上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

### 3 国民健康保険運営協議会の委員を募集します

仙北市では条例で定めている仙北市国民健康保険運営協議会委員のうち、被保険者を代表する委員を募集します。

国民健康保険運営協議会は仙北市の住民構成、経済力、医療機関の配置状況など地域の特性を勘案し国民健康保険の運営に関して必要な意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の提案等を行うために設置されています。

この運営協議会に広く、かつ、きめ細やかな市民の意見を反映して頂くため、以下の内容により国保の被保険者を代表する委員を公募します。

- 【運営協議会について】
- 委員の任期／平成26年2月1日～平成28年1月31日（2年間）
  - 協議会開催／年3回（必要に応じて追加開催される場合があります）
  - 委員報酬／運営協議会出席時には報酬が支払われます。
- 【募集要領について】
- 募集数／3人
  - 応募資格／次の条件を満たす方（ただし国または地方公共団体の議員を除く。また仙北市の他の審議会等の委員でない方）
  - ①仙北市国民健康保険に加入している方
  - ②満20歳以上の方（平成26年1月1日現在）
  - ③平日（昼間）開催の会議に参加できる方

### 4 環境保全センターの年末年始の業務について

12月28日（土）から平成26年1月5日（日）まで一般ごみの収集が行われないため、環境保全センターでは、次の日時に一般家庭の持ち込みに限り、可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・古紙類の直接搬入の受け入れを行います。

◆12月30日 月  
8:30～16:30

◆1月4日 土  
8:30～12:00

●問合せ／環境保全センター  
☎ 54-3305

### 仙北市消防出初式に伴う交通規制のお知らせとお願い

平成26年1月6日（月）仙北市消防出初式を開催するにあたり、消防団員等による分列行進が行われます。これに伴い、11時30分から12時20分頃まで、次のとおり交通規制を行います。

道路を通られる方や周辺の皆様には、大変ご迷惑をおかけします。ご協力をお願いします。

- 車両通行止区間／伝承館～角館郵便局丁字路
- 片側交互通行区間／角館郵便局丁字路～健康管理センター
- 時間／11時30分～12時頃
- 左側を通行します（左側を通行します）
- ※行進通過後は、通常通りの通行となります。
- 問合せ／環境防災課（角館庁舎） ☎ (43) 3308



### 8 市営住宅入居者募集

- 募集期間／12月16日（月）～平成26年1月6日（月）まで
- 募集住宅／
  - ①松葉住宅 西・201（築9年）
  - ②住所／西木町桧木内字松葉247-3
  - 規格／集合住宅2LDK
  - 階数／2階建ての2階
  - 月額家賃／3万5000円（駐車料金1台分含む）
  - 月額駐車料金／1000円（2台目より）
- ②公園南団地3・2（築27年）
- 住所／田沢湖生保内字武蔵野105・895
- 規格／集合住宅2LDK
- 階数／3階建ての3階
- 月額家賃／2万1300円から（所得額による）
- 月額駐車料金／駐車料なし

- ※入居時に月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります。
- ※暖房器具は、湿気防止の為、屋外給排気式（FF式等）または電気ストーブを使用してください。
- ※申込は1世帯1戸限りです。
- ※入居資格／次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。

### 5 仙北市選挙管理委員会からのお知らせ

任期満了に伴う仙北市選挙管理委員の選挙が10月24日の平成25年第6回仙北市議会臨時会で行われ、4人の方が再任されました。また、12月2日の仙北市選挙管理委員会、委員長、委員長職務代理者が次のとおり決まりました。

- 委員長／佐々木昭雄（田沢湖）
- 委員長職務代理者／佐藤透（西木）
- 委員／高橋正美（角館） 藤原儀英（田沢湖）
- ※任期／平成29年11月29日まで
- 問合せ／選挙管理委員会事務局（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1150

### 6 仙北市議会議員一般選挙の日程が決まりました

平成26年4月30日任期満了による「仙北市議会議員一般選挙」が、平成26年4月6日（日）に告示、平成26年4月13日（日）に投票と決まりました。

なお、この選挙から議員の定数が19人となります。

●問合せ／選挙管理委員会事務局（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1150

- 条件にすべてあてはまること。
- ①現に同居し、または同居しようとする親族があること。（婚姻の予約者を含む）
- ②入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下であること。（松葉住宅除く）
- ③現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
- ④市税を滞納していない者であること。
- ⑤暴力団員でないこと。
- ※単身入居の場合は、条件がありますのでお問い合わせください。（昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能等）
- ※市外在住の方でも入居可能です。※不明な点がありましたら事前に都市整備課へご連絡ください。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください。（当日必着）
- 提出先・申込書設置場所／都市整備課（西木庁舎）、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類／
  - ①入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの

- 各1通（学生は除く）
- ②入居希望者全員の平成25年度市県民税課税証明書各1通（所得・控除・年税額の記載のあるもの）
- ③入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省路事項のないもの・婚姻予定者等は各1通）
- ④生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
- ⑤単身入居者は、戸籍謄本1通（単身であることが確認できるもの）
- ⑥その他特別な事由の書類
- ※いずれも市役所窓口で発行しています。（手数料が掛かりません）
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ公開抽選（申込人によるくじ引き）を行います。
- 抽選日時／平成26年1月15日（水）14時
- 抽選場所／西木総合開発センター 2階 農林研修室
- 入居時期／平成26年1月22日（水）から入居可能です。
- 問合せ／都市整備課 住宅公園係（西木庁舎） ☎ (43) 2295

